

## 告 示

### 埼玉県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
安行ショッピングセンター

埼玉県川口市安行藤八五百六十一番地二外

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二〇五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 八九台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 面積 二五九平方メートル

(変更後) 位置 図面省略 面積 三一九平方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設① 午前六時から午後九時五十分

(変更後) 荷さばき施設② 午前六時から午後九時五十分

(変更後) 荷さばき施設① 午前六時から午後九時五十分

荷さばき施設② 午前六時から午後九時五十分

荷さばき施設③ 午前六時から午前八時三十分

#### ハ 変更年月日

令和元年十月三十日外

#### 二 届出年月日

令和元年十月二十九日

#### 二 縦覧期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十三日から令和二年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課